

国有特許の実施許諾の概要

1. 実施形態

- (1) 実施権は通常実施権の設定が基本。
- (2) 複数の特許権等をまとめたライセンスも可能。

2. 実施料(時価)の算定方法

- (1) ランニングロイヤリティー方式 実施料(時価) = 基本額(売上高等) × 実施料率で算定。
- (2) 耐用年数経過後の特許の実施料は事務手続に要する実費相当額を実施料(時価)とする。
- (3) 中小・ベンチャー企業※への低廉対価での実施(改正産技法16条の2による措置)

※対象者: 次のいずれかに該当(①資本金の額又は出資の総額が五億円以下の法人、②常時使用する従業員の数が千人以下の法人、③最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下の法人、④売上高研究費比率が3%を超え、設立10年未満の法人)する法人であって、国有特許権等の実施により、新たな事業活動を行う具体的な計画を有する者。

3. 実施権設定にかかる手続き

